

「地球温暖化対策に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」 に対する意見の募集について

平成27年2月13日

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室
地球温暖化対策課

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行及び気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議における決定に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令について、温室効果ガスの種類を追加するとともに、各温室効果ガスの地球温暖化係数を定め、及び変更するほか、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲、当該排出量の算定方法等について改正を行うこととしています。

つきましては、この改正案について、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、以下の要領で意見(パブリックコメント)の募集をいたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆様から頂いた御意見につきましては、政令の制定に際して参考にさせていただきます。また、募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方をとりまとめた上で公表する予定です。(頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。)

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

【資料】「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」の概要

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 環境省ホームページにおける掲載
- (3) 窓口での配布

環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室

(東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル 17階)

3. 意見募集期間

平成27年2月13日(金)～平成27年3月16日(月)

郵送の場合は同日必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください(なお、電話・FAXでの御意見の提出には対応しかねますので、予め御了承ください)。

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合
e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Opinion>)の意見提出フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、御提出ください。

電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: CHIKYU-TEITANSO@env.go.jp

環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室宛

電子メールアドレス: ghg-santeikohyo@env.go.jp

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課宛

件名を「地球温暖化対策に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見」とし、テキスト形式にして送付してください。

郵送する場合

住所: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1 - 4 - 2

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室及び地球温暖化対策課宛

5. 意見記入方法

別紙の様式(A4用紙)にならい、氏名、連絡先、職業(または所属団体)を必ず明記してください。御意見については、1枚につき1つの意見及び理由(2,000字以内)を御記入ください。また、必ず100字以内の概要を御記入ください。御意見の

内容を十分把握させていただくため、連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入してください。

御意見の対象となる個所(頁・行など)を明記してください。

電子メール等を利用して応募される場合は、別紙様式に記入していただく必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。